

～工事における低入札価格調査制度等の改正（お知らせ）～

（１）趣旨

就業者数の減少や高齢化の進行等、建設産業を取り巻く状況は依然として厳しいものとなっております。

こうした中、近年、激しい受注競争が続いており、このままでは、担い手の確保・育成に必要な経費が十分確保できず、今後、建設産業が担う社会資本の整備や維持管理、災害対応に支障を来すおそれがあり、適正な競争環境を確保する観点から、低入札価格調査制度における調査基準価格及び最低制限価格制度における最低制限価格の引き上げを行います。

（２）改正内容

調査基準価格及び最低制限価格の算定式において、現場従業員の労務費や法定福利費が含まれる現場管理費*の算入率を上げます。

※現場管理費：工事の施工にあたって、工事を管理するために必要な経費（労務管理費、安全訓練等に要する経費、保険料等）

	《現行》	《改正後》
土木・ 管繕工事	【計算式】…各々の合計値	【計算式】…各々の合計値
	直接工事費 × 100%	直接工事費 × 100%
	共通仮設費 × 90%	共通仮設費 × 90%
	現場管理費 × 80%	現場管理費 × 90%
	一般管理費等 × 70%	一般管理費等 × 70%

【参考：改正後の調査基準価格・最低制限価格】

	現 行	改正後
土木 工事	予定価格(税抜) 100%	100%
	調査基準価格 約 91%	約 93% 約 2 ポイント

※予定価格 1 億円 の道路改良工事の場合

※実施時期：令和 4 年 5 月 1 日以降に入札公告及び指名通知の案件
(関連 URL)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23406.html>